

消防設備に関する統一解釈

改正対象

鋼船規則 R 編
鋼船規則検査要領 R 編
(日本籍船舶用及び外国籍船舶用 (翻訳))

改正理由

IMO では、RO-RO 旅客船の火災事故を契機に、包括的な SOLAS 条約 II-2 章の改正が検討された。ロールオン・ロールオフ区域及び特殊分類区域に対する追加の火災対策並びに居住区域、業務区域及び制御場所の固定式火災探知警報装置の要件等が検討され、2024 年 5 月に開催された IMO 第 108 回海上安全委員会 (MSC108) にて、決議 MSC.550(108)として SOLAS 条約 II-2 章改正案が採択された。

決議 MSC.550(108)の採択を受けて、IACS は、改正された SOLAS 条約 II-2 章第 20 規則に関する IACS 統一解釈 SC73(Rev.2)及び第 7 規則に関する IACS UI SC160(Rev.1)の見直しを行った。

見直しの結果、SOLAS 条約 II-2 章第 20 規則において暴露甲板に要求されないことが明確になっている消防設備の暴露甲板での免除の規定を削除する IACS UI SC73(Rev.3)が採択された。また、居住区域、業務区域及び制御場所において固定式火災探知警報装置が要求される場所を明確化する IACS UI SC160(Rev.2)が採択された。

今般、IACS UI SC73(Rev.3)及び SC160(Rev.2)に基づき、関連規定を改める。

改正内容

主な改正内容は次のとおり。

- (1) IACS UI SC73(Rev.3)に基づき、暴露甲板に要求されないことが明確な固定式火災探知装置等の消防設備の規定を改める。
- (2) IACS UI SC160(Rev.2)に基づき、制御場所及び貨物制御室には、それらの配置に関わらず、固定式火災探知警報装置が要求される旨明確化する。

施行及び適用

- (1) 鋼船規則 R 編 20.4.1 及び鋼船規則検査要領 R 編 R7.5.1-1.
2027 年 1 月 1 日以降に起工又は同等段階にある船舶に適用
- (2) (1)以外
2027 年 1 月 1 日から施行

規則の節・条タイトルの末尾に付けられたアスタリスク (*) は、その規則に対応する要領があることを示しております。

ID:DX26-01

「消防設備に関する統一解釈」 新旧対照表

新	旧	備考
鋼船規則 R 編 防火構造, 脱出設備 及び消火設備 20 章 車両積載区域及びロールオン・ロールオフ区 域の保護 20.4 探知及び警報 20.4.1 固定式火災探知警報装置* <u>車両積載区域, 特殊分類区域及びロールオン・ロール オフ区域</u>には, 本編 29 章に規定される設備要件に適合 する固定式火災探知警報装置を設けなければならない。 この固定式火災探知警報装置は, 火災の発生を迅速に探 知できるものでなければならない。探知器の型式, 間隔 及び設置位置は, 通風その他の関連要素の影響を考慮し たものでなければならない。当該固定式火災探知警報装 置は, 設置の後, 通常の間隔状態で試験を行い, 本会が 適当と認める総反応時間の基準を満足しなければならない。	鋼船規則 R 編 防火構造, 脱出設備 及び消火設備 20 章 車両積載区域及びロールオン・ロールオフ区 域の保護 20.4 探知及び警報 20.4.1 固定式火災探知警報装置* 本編 29 章に規定される設備要件に適合する固定式火 災探知警報装置を設けなければならない。この固定式火 災探知警報装置は, 火災の発生を迅速に探知できるもの でなければならない。探知器の型式, 間隔及び設置位置 は, 通風その他の関連要素の影響を考慮したものでなけ ればならない。当該固定式火災探知警報装置は, 設置の 後, 通常の間隔状態で試験を行い, 本会が適当と認める 総反応時間の基準を満足しなければならない。	MSC.550(108)
この改正は附則 A による		

「消防設備に関する統一解釈」 新旧対照表

新	旧	備考
20.5 消火 20.5.2 持運び式消火器* -2. 前-1.の規定に加え, 自走用燃料を搭載する車両を運送する車両積載区域、<u>ロールオン・ロールオフ区域及び特殊分類区域</u>には, 次に掲げる消火設備を備えなければならない。 (1) 少なくとも 3 組の本会の適当と認める水噴霧放射器 (2) 本編 24 章に規定される設備要件に適合する 1 個の持運び式泡放射器。これに加えて, 船舶には, 当該区域において使用可能な少なくとも 1 個の持運び式泡放射器を備えること。	20.5 消火 20.5.2 持運び式消火器* -2. 前-1.の規定に加え, 自走用燃料を搭載する車両を運送する車両積載区域<u>及び</u>ロールオン・ロールオフ区域には, 次に掲げる消火設備を備えなければならない。 (1) 少なくとも 3 組の本会の適当と認める水噴霧放射器 (2) 本編 24 章に規定される設備要件に適合する 1 個の持運び式泡放射器。これに加えて, 船舶には, 当該区域において使用可能な少なくとも 1 個の持運び式泡放射器を備えること。	SOLAS II-2/20.6.3.2
この改正は附則 B による		

「消防設備に関する統一解釈」 新旧対照表

新	旧	備考
鋼船規則検査要領 R 編 防火構造, 脱出設備 及び消火設備 R7 探知及び警報 R7.5 居住区域, 業務区域及び制御場所の保護 R7.5.1 火災探知警報装置 -1. 規則 R 編 7.5.1 の適用上, <u>固定式火災探知警報装置は, 居住区域群に隣接する業務区域にのみ要求される。居住区域群から分離独立して配置される業務区域には, 固定式火災探知警報装置を配置する必要はない。制御場所及び貨物制御室には, それらの配置に関わらず, 固定式火災探知警報装置が要求される。</u>	鋼船規則検査要領 R 編 防火構造, 脱出設備 及び消火設備 R7 探知及び警報 R7.5 居住区域, 業務区域及び制御場所の保護 R7.5.1 火災探知警報装置 -1. 規則 R 編 7.5.1 の適用上, 居住区域群から分離独立して配置される<u>甲板室, 甲板長倉庫等は, 業務区域とみなす必要はない。</u>	IACS UI SC160(Rev.2)
この改正は附則 A による		

「消防設備に関する統一解釈」新旧対照表

新	旧	備考
R20 車両積載区域及びロールオン・ロールオフ区域の保護 R20.4 探知及び警報 R20.4.1 固定式火災探知警報装置 (削除) -1. (省略) R20.5 消火 R20.5.1 固定式消火設備 (削除)	R20 車両積載区域及びロールオン・ロールオフ区域の保護 R20.4 探知及び警報 R20.4.1 固定式火災探知警報装置 -1. 規則 R 編 20.4.1 の適用上、暴露甲板については、<u>固定式火災探知装置を備える必要はない。</u> -2. (省略) R20.5 消火 R20.5.1 固定式消火設備 -1. 規則 R 編 20.5.1 の適用上、暴露甲板については、<u>固定式消火設備を備える必要はない。</u>	IACS UI SC73(Rev.3) IACS UI SC73(Rev.3) TB 2. MSC.550(108) によつて、鋼船規則 R 編 20.4.1 が改正された。固定式火災探知装置の要求は車両積載区域、特殊分類区域及びロールオン・ロールオフ区域に限られ、暴露甲板には要求されないことが明確化されたため削除する。 IACS UI SC73(Rev.3) IACS UI SC73(Rev.3) TB 2.

「消防設備に関する統一解釈」 新旧対照表

新	旧	備考
-1. (省略) -2. (省略) -3. (省略) -4. (省略) -5. (省略) -6. (省略) R20.5.2 持運び式消火器 -1. 規則 R 編 20.5.2 の適用上、<u>車両を運送する</u>暴露甲板については、当該区域への通路に要求されるものを除き、持運び式消火器を備える必要はない。	-2. (省略) -3. (省略) -4. (省略) -5. (省略) -6. (省略) -7. (省略) R20.5.2 持運び式消火器 -1. 規則 R 編 20.5.2 の適用上、暴露甲板については、当該区域への通路に要求されるものを除き、持運び式消火器を備える必要はない。<u>同様に、持運び式泡放射器も備える必要はない。</u>	鋼船規則 R 編 20.5.1 において、固定式消火設備の要求は車両積載区域、特殊分類区域及びロールオン・ロールオフ区域に限られ、暴露甲板には要求されないことが明確化されたため削除する。 IACS UI SC73(Rev.3) IACS UI SC73(Rev.3) TB 2. 鋼船規則 R 編 20.5.2 において、持運び式泡放射器の要求は車両積載区域及びロールオン・ロールオフ区域に限られ、暴露甲板には要求されないことが明確化されたため削除する。
この改正は附則 B による		

「消防設備に関する統一解釈」 新旧対照表

新	旧	備考
附 則 A 1. この改正は、2027 年 1 月 1 日以降に起工又は同等段階にある船舶に適用する。 附 則 B 1. この改正は、2027 年 1 月 1 日から施行する。		